

生活環境の保全上の見地からのご意見に対する見解

2 生活環境影響調査説明会におけるご意見

項目	ご意見の概要	事業者(広域連合)の見解
1 事業計画・調査全般		
1-1 広域処理	<p>今後ごみが減少する中で、施設を安定的に稼働することはできるのか。</p> <p>より広域的に、他地域の処理能力に余裕のある施設で処理することはできないか。</p>	<p>新しい施設の処理能力は1日40トン(20トン炉を2炉)であり、これは新しい施設が稼働する平成29年度までに可燃ごみ量を11%(平成24年度比)削減することを目標として最小限の施設規模で計画しています。将来、更に可燃ごみ量が減少した場合においては、1炉交互運転とするなど運転時間の調整により、安定的に稼働させます。</p> <p>一般廃棄物の処理は、住民にとって最も身近な地方自治体である市町村の責務であり、ごみの運搬コストの負担の抑制を図りつつ、安定したごみの処理により地域に暮らす住民の生活環境の保全と事業活動の持続性を維持する観点から施設を建設する必要があると考えます。</p>
1-2 断層	<p>「仁科西断層」が建設予定地近くにあることが判明したので、生活環境影響調査において断層の調査を行い、結果を公表すること。</p>	<p>生活環境影響調査は、廃棄物処理法に基づき、一般廃棄物処理施設の建設に伴う周辺地域の生活環境へ及ぼす影響を把握し、その結果に基づき生活環境に配慮した対策を検討するため、現況把握、予測及び影響の分析を行うものです。断層は、施設の建設と操業が影響を及ぼす環境側面に該当しないことから調査対象としていません。</p> <p>なお、建設予定地は、「古い文献では前後に断層線の分布が認められているが、新しい文献にはないので、建設予定地付近に顕著な断層がある可能性は低い」との専門家の知見もあるところ です。</p> <p>また、施設の建設と操業に当たっては、大地震のような災害発生時においても、周辺環境に大きな影響を及ぼすことなく、安全に停止する施設としてまいります。</p>

項目	ご意見の概要	事業者(広域連合)の見解
1-3 水源	<p>周辺にある水源への影響が懸念される。水質への影響を調査していないのはなぜか。</p> <p>施設の操業により水源が汚染されるおそれがあり、水源の近くを建設予定地として選定したことは誤りである。</p> <p>建設予定地の近くには水工場もあり、大町市の水のイメージダウンにつながる事が懸念される。</p>	<p>水源地域も含まれる半径6kmの範囲で排ガスの拡散予測を行いました。水源地域の大気への寄与濃度は極めて軽微であると見込まれます。このことから、排ガスにより水源地域の土壌や水質が汚染されるおそれはないものと考えます。</p> <p>また、施設排水は外部へ放流しないことから、水質汚濁をもたらすこともないものと考えます。</p> <p>今回実施した生活環境影響調査では、施設の操業による水源地への影響は極めて小さく水質の汚濁をもたらすものではありません。また、不測の事故については十分な故障回避策を講じるとともに、事故が発生した場合においては速やかに施設を停止することにより水源地への影響を防止します。</p> <p>最新の技術により公害防止を図るとともに、環境学習や市民活動の場となるリサイクルプラザの機能を併設し、自然と親しめる周辺整備を行うなど、イメージアップにつながる施設といたします。</p>
1-4 事故	<p>地震等で事故が起きた場合には水源なども汚染されるおそれがある。そのようリスクに対する配慮は調査項目としていたのか。</p>	<p>生活環境影響調査は通常の運転状態において施設が周辺の生活環境に与える影響を調査したものです。大地震等の発生時においては施設を安全に停止して、水源を含む周辺環境への影響を防止します。</p>
1-5 搬入道路	<p>交通量の増加を懸念している。搬入車両の排ガスの影響などを軽減するため、新たな道路を整備するなど車両が特定の道路に集中しないようにすべきである。</p>	<p>関係車両の通行が見込まれる道路の幅や、すれ違い時の待避所整備等が予定されています。</p> <p>パッカー車の台数は日平均28台程度、直接搬入車が25台程度の見込みであり、現在の通行車両台数に比べ大幅な増加とはなりません。今回の調査結果では、廃棄物運搬車両の排ガスによる道路沿道大気への影響や、騒音・振動の増加は僅かである見込みです。</p> <p>新たな道路を整備したり、特定の道路を搬入道路として指定する予定はありませんが、搬入時間が集中しないよう平準化を図る等の配慮をします。</p>
1-6 啓発	<p>自分が搬入したごみが燃える様子を見学できるような施設とし、ごみ減量の意識向上を図って欲しい。</p>	<p>ごみを処理するだけの施設ではなく、ごみ減量の啓発など、環境学習や市民活動の場となる施設とします。</p>

項目	ご意見の概要	事業者(広域連合)の見解
2 公害防止		
2-1 排ガスの拡散	排ガスの拡散は、煙突高による差があまり大きくないのはなぜか。	今回の調査では、影響評価の条件として煙突高を59mに設定しました。また、参考調査として、煙突高さの違いによる大気拡散の差も比較しました。煙突高さは40m、50m、59m及び80mとし、その高さの差は最大で40mです。排ガスの拡散計算は、上記の煙突高さに、排ガスの速度や温度に伴う上昇力を加えた有効煙突高さに基づき行います。この有効煙突高さは、無風時では200～300m程度、有風時では煙突高さ～200m程度が見込まれます。このため、煙突高さの差は、有効煙突高さに比べると相対的に小さくなり、最大着地濃度やその出現地点(距離)に大きな差が生じないものです。
2-2 煙突高	景観的には煙突高は低い方が望ましいが、安全安心を優先して59mとすべきである。	煙突高が60m以上の場合は、航空法に基づく昼間障害標識(紅白の塗装等)の設置が必要となります。景観への配慮のため、煙突高を60m未満として計画し、生活環境影響調査の結果を踏まえて決定することとしていました。今回の調査では、影響を評価する条件として煙突高を59mに設定し、併せて参考調査として煙突高による比較を行いました。排ガスの拡散では煙突高による差は僅かであったこと、また、説明会等では景観と安心・安全に配慮して煙突高を上限の59mとして欲しいとの強いご意見をいただき、それを踏まえて検討した結果、煙突高は生活環境影響調査で予測条件とした59mとします。なお、周辺の景観へできるだけ調和するよう、外観の形状、色彩等について検討します。
2-3 逆転層	逆転層が上空約100mにあっても煙突高が59mでよいとする根拠は何か。逆転層の下に排ガスが溜まり、逆転層が長時間発生していた場合は影響が大きいのではないか。	逆転層が強くなると、排ガスは乱れず、風に乗ってほぼ水平に流れるため、周辺地域の地上濃度は非常に低くなります。また、無風の際にも有効煙突高が接地逆転層を突き抜け、その上空を流れるため、影響は軽微であると見込まれます。一方で、晴天で風の弱い早朝に起きやすい現象である接地逆転層崩壊時では、地上濃度が高くなる場合があります。そこで、現地調査結果から接地逆転層崩壊時の気象条件を全て抽出し、大気拡散計算を行いました。計算結果は、環境基準と比較して非常に低い値であり、影響は軽微であると見込まれます。

項目	ご意見の概要	事業者(広域連合)の見解
2-4 未規制物質	<p>ごみを焼却すると規制物質以外にも様々な化合物が生成し排出されるが、それらについて調査しないのはなぜか。</p> <p>東京都などで気化水銀が問題となったが、どう対応するのか。</p>	<p>国では人の健康に影響を及ぼすと考えられる有害物質を規制物質として指定し、最新の知見に基づき基準値の見直し等を行っています。生活環境影響調査では、規制物質について基準値との比較により影響を評価しています。</p> <p>水銀は環境省の報告によれば、バクフィルタの手前で排ガスをおおむね200℃以下に冷却し、活性炭を吹き込むことにより90%以上を吸着除去することができますので、現在予定している排ガス処理方式で対応が可能です。</p> <p>可燃ごみに水銀が大量に混入することが無いよう、住民への啓発や搬入ごみのチェックを行うとともに、国の規制動向を踏まえながら、水銀のモニタリング装置の設置等を検討します。</p>
2-5 臭気対策	<p>大町市の工場では臭気問題の解決に長期間を要した。同様のことがないか心配である。</p>	<p>車両出入口のエアカーテン設置やごみピットの負圧保持、高温燃焼による臭気物質の分解など、悪臭防止対策を適切に講じ、施設からの悪臭漏洩が無い施設とします。</p>
2-6 事後調査	<p>施設稼働後に住民が体調不良などを訴えた場合の対応はどうか。また、周辺環境について継続調査を行い結果を公表するのか。</p>	<p>苦情等の申し出があった場合は速やかに調査します。原因が施設にある場合には、速やかに運転を停止するとともに改善を行います。</p> <p>また、施設稼働後の周辺環境の変化を監視する環境モニタリング調査を継続的に実施し、結果を公表します。調査項目、調査地点などについては、今後地元等と協議し調査計画を策定する予定です。</p>
2-7 排出基準	<p>排ガス中の汚染物質の濃度が排出基準を超過した場合の対応はどうか。</p>	<p>排ガス中の汚染物質等については、法令の排出基準より厳しい値を自主的な公害防止条件として定め、継続的な監視と定期的な測定を行います。公害防止条件の値を超過した場合は運転を停止し、公表します。速やかに原因を調査して再発防止措置を取り、地元にご報告した上で再稼働します。</p>

項目	ご意見の概要	事業者(広域連合)の見解
3 自然環境		
3-1 猛禽類	<p>猛禽類の環境保全措置にある「繁殖期間中は大きな騒音が発生する工事を避ける」について、具体的な方法はどうか。</p> <p>地元住民によれば、現地におけるオオタカの生活圏は今回の調査結果より非常に広い。その中心に焼却施設ができることで、車の出入りが多くなり、煙が常時排出されるなど、オオタカにとって生活環境が大きく変わると考えられる。そのような視点での評価はしているのか。</p>	<p>大きな騒音が発生しにくい工法を可能な限り導入するとともに、低騒音型の重機の採用や、特定の日時に重機や工事車両が集中しないように配慮するなど、騒音伝播の抑制に努めます。</p> <p>また、工事の性質上、一定の騒音の発生が避けがたい工種については猛禽類の繁殖時期(特に4月中旬から6月初旬にかけての抱卵期・巣内育雛期)を避けるなどの対策を講じます。</p> <p>オオタカの餌となる小型から中型の鳥類は、林縁部(樹林地と樹林地以外との境界部分)に多いため、農耕地や水辺と樹林地が混在する事業予定地周辺はオオタカの採食環境が広く分布しており、事業予定地周辺を飛翔するオオタカも確認されています。</p> <p>ただし、オオタカの行動圏は、繁殖期と非繁殖期によって範囲が異なり、繁殖期は非繁殖期よりも狭くなる傾向が知られています。</p> <p>オオタカを保護するためには、営巣中心域(営巣地を中心とした半径300m程度の範囲)の保全とともに、繁殖期における採食地の保全が重要であるため、現地調査は繁殖期に行いました。</p> <p>営巣地は、事業予定地から約1.3km離れており、繁殖への影響は軽微である見込まれます。</p> <p>また、3月に事業予定地周辺で飛翔が確認されましたが、4月以降における飛翔や採食行動は、営巣地の近くにまとまっており、事業予定地周辺は主たる採食地として利用されていないことから、繁殖への影響は軽微であることが見込まれます。さらに、周辺には採食環境が広く存在することから、採食環境への影響も軽微であることが見込まれます。</p> <p>なお、施設供用時に搬入する収集車両(パッカー車)は、日平均で28台程度、時間平均で5台程度であり、現在の通行車両台数と対比して大幅な増加とはいえません。また、煙突排ガスについては、法令の排出基準より厳しい値を自主的な公害防止条件として設定し、ごみの燃焼管理や排ガス処理を適切に行うことで、大気汚染物質を排出抑制する計画としています。</p>
3-2 野生動物	<p>熊や猿などの野生動物が施設に進入し、一般市民が危害を加えられるおそれがある。どのような対策を考えているのか。</p>	<p>野生動物の侵入防止のため、電気柵の設置等を施設設計において検討します。</p>

項目	ご意見の概要	事業者(広域連合)の見解
3-3 景観	<p>里山の景観や、ホテルの上層階からの景観への影響を評価していない。どのような観点で評価地点を選定したのか。</p> <p>煙突が背後の山の稜線を分断した場合と同様に、白煙(水蒸気)が稜線を分断した場合も景観を阻害する。白煙は新緑期にも出るので、新緑期においても白煙の影響を評価すべきである。</p> <p>白煙防止装置を設置することでどのような効果があるのか。</p>	<p>景観の影響予測では、眺望景観(見られる対象)と視点場との間に対象物が存在する際に影響が大きくなるとされます。</p> <p>評価地点(視点場)の選定にあたっては、まず里山、田園及び北アルプスの山並み等への影響を把握するため、既存資料調査(観光ガイドパンフレットや観光協会のホームページ、長野県自然環境情報図等)や大町市への聞き取り調査から、景観資源や視点場を抽出しました。また、現地踏査において、事業予定地との位置関係を考慮した上で、不特定かつ多数の人が利用する公共的な場所として、11ヶ所の視点場を選定しました。</p> <p>その上で、利用者の多さ、アクセスの良さ、周知された展望地であることなど、眺望に対する影響が大きいと想定される視点場を評価地点として3地点選定しました。</p> <p>白煙(水蒸気)の見え方は気温、湿度、風速などにより大きく変化し、一定ではありません。白煙現象による景観への影響の程度を検討するため、白煙現象が発生しやすい寒候期(積雪期)において、白煙が稜線を分断した場合のイメージでフォトモンタージュを作成したものです。暖候期(新緑期)では、湿度が高い時期に白煙現象が発生することが想定されますが、その際には背景(山並みや空)の状態も雨や曇天でかすむ等して白煙とのコントラストが不明瞭になり、見え方が緩和されることが見込まれます。</p> <p>なお、白煙防止装置を設置し、白煙の見え方を緩和する計画としています。</p> <p>白煙防止装置は、余熱等を利用し、高温で乾燥した空気を排ガスと混合して排出することで、白煙の見え方を緩和するものです。</p> <p>当施設では、景観への配慮から白煙防止装置を設置する計画としていますが、寒冷地であることから、白煙防止装置を設置しても、特に晩秋から早春にかけては白煙現象が起きる場合があります。</p> <p>なお、煙突から出る白煙は、排ガス中の水分が結露して白く見える現象であり、視覚的な影響以外は、周辺環境への影響はありません。</p>